



独立行政法人 日本貿易振興機構 (JETRO) バンコク・センター

松尾 淳一 matsuo@jetrobkk.or.th

ASEAN の知的財産事情

■ はじめに

今までの連載は、日本の知的財産事情が主体でしたが、その中で、7月号では「国際特許戦略」についてご紹介しました。その時にご紹介したように「特許は国ごと」が原則です。つまり、特許とは国ごとに取得するものであり、特許制度も国ごとに少しずつ異なります。特許制度がどのように利用されているかについても、国によって異なっています。今月号では、私が担当しているASEAN10カ国の知的財産事情について、いろいろな視点から簡単にご紹介したいと思います。

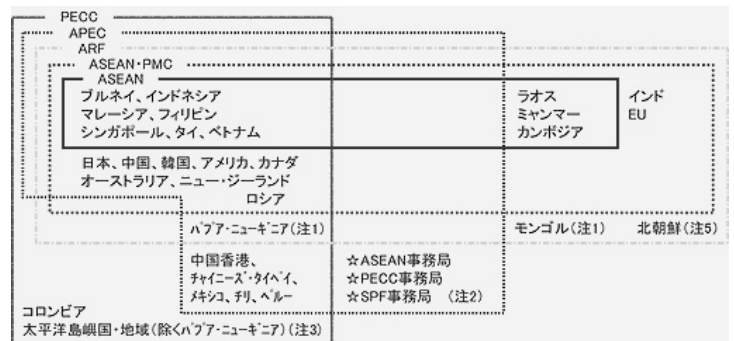
■ ASEAN とは

ASEAN という言葉はお聞きになったことがあるかと思いますが、日本アセアンセンターの website^{☆1}によれば、ASEAN とは、「東南アジア諸国連合 (Association of South East Asian Nations)」の略で、1967年8月8日にインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイを加盟国として発足しました。その後、ブルネイ・ダルサラーム (1984年1月8日)、ベトナム (1995年7月28日)、ラオス、ミャンマー (1997年7月23日)、カンボジア (1999年4月30日) と加盟国を増やし、現在の状態となっています。

このような地域機構として、アジア地域に ASEAN 以外に存在するものには、以下のものが挙げられます (図-1 参照)。

■ ASEAN 諸国の経済規模

「特許は国ごと」が原則ですから、海外に特許を出願するときには、その国において特許における保護が必要かどうかを検討しなければなりません。その時の判断基準としては各種ありますが、その1つとしては、その国でどれだけ特許の保護対象となる製品が販売できるかということがあります。それを判断するときには、その国の人口、国内総生産 (GDP)、1人当たり国内総生産



ASEAN Association of Southeast Asian Nations (東南アジア諸国連合)
 ASEAN PMC ASEAN Post-Ministerial Conferences (ASEAN 拡大外相会議)
 ARF ASEAN Regional Forum (ASEAN 地域フォーラム)
 APEC Asia-Pacific Economic Cooperation (アジア太平洋経済協力)
 PECC Pacific Economic Cooperation Council (太平洋経済協力会議)
 SPF South Pacific Forum (南太平洋フォーラム)

注1) パプア・ニューギニアはオブザーバとして、ASEAN 外相会議 (AMM) に出席。
 注2) ☆はオブザーバとしての参加。
 注3) 太平洋島嶼国・地域: パプア・ニューギニア、フィジー、サモア、ソロモン、ヴァヌアツ、トンガ、ナウル、キリバス、トゥヴァル、クック諸島、ニウエ、ミクロネシア、マーシャル、パラオ。
 注4) モンゴル: 1998年の第5回閣僚会合で参加承認。
 注5) 北朝鮮: 2000年7月のARFに初参加。

図-1

☆1 <http://www.asean.or.jp/>



国名	人口(万人)	GDP(億USD)	一人当たりGDP(USD)
ブルネイ	37	46.2	12,500.0
カンボジア	1,245	32.0	257.0
インドネシア	21,368	1,453.0	680.0
ラオス	520	17.0	327.0
ミャンマー	5,043	59.0	117.0
マレーシア	2,599	880.0	3,386.0
フィリピン	7,564	714.0	944.0
シンガポール	410	856.0	20,892.0
タイ	6,294	1,148.0	1,824.0
ベトナム	7,759	329.0	424.0
ASEAN 諸国推計	53,122	5,534.0	1,041.8
日本	12,744	41,497.0	32,931.0
中国	127,223	11,590.0	911.0
韓国	4,830	4,299.0	8,900.0
米国	28,238	100,822.0	35,704.0
EU	37,676	78,785.0	20,911.2

表-1 ASEAN 諸国人口・GDP 統計

(The World 2003 世界各国経済情報ファイル(財)世界情報サービスより抜粋)

(GDP per capita)が判断の基礎として重要です。ここで、ASEAN 諸国の経済規模を、いくつかの主要国と比較してみます(表-1)。

この数字を見ても分かるように、ASEAN 全体でのGDPは韓国よりも大きく、平均1人当たりGDPは中国よりも大きく、そして、人口総計はEU全体の1.4倍となっていますので、市場規模としては無視できないものと考えられます。

■ ASEAN 諸国における特許制度の現状

ASEAN 諸国が発展途上国であることもあり、これら諸国の特許制度は必ずしも整備されているものではありません。また、それらの制度を詳細に検討してみると、シンガポール、マレーシアで用いられている修正実体審査制度(MSE)等、発展途上国特有の制度を見ることができます。それに対して、シンガポール、タイにおいては、日本でも現在導入が検討されている知的財産専門裁判所が存在するなど、日本よりも進んでいると考えられる面もあります。しかし、本稿ではそのような詳細には触れることはせず、特許制度において重要な3つの国

国名	WTO・TRIPS 協定	パリ条約	特許協力条約(PCT)
ブルネイ	○	-	-
カンボジア	- (加盟承認済)	○	-
インドネシア	○	○	○
ラオス	-	○	-
ミャンマー	○	-	-
マレーシア	○	○	- (加盟のための法改正済)
フィリピン	○	○	○
シンガポール	○	○	○
タイ	○	-	-
ベトナム	-	○	○

表-2 ASEAN 諸国条約加盟状況

国名	居住者による出願	非居住者による出願	合計
シンガポール			8,133
タイ	1,279	4,864	6,143
日本	395,378	110,049	505,427
中国	110,049	119,447	229,016
韓国	114,390	116,436	230,826
米国	190,907	184,750	375,657

表-3 出願件数(2001年)

際条約、WTO・TRIPS 協定、パリ条約、特許協力条約(PCT)への加盟の有無を示すのにとどめたいと思います(表-2)。

■ ASEAN 諸国の特許出願数

発展途上国の常として、統計の整備が遅れていることも挙げられます。各国特許庁の website で出願統計が明らかにされている国(シンガポール^{☆2}・タイ^{☆3})について、特許出願件数を挙げるとともに、世界知的所有権機関(WIPO)が発表した2001年の出願統計から抜粋した主要国と比較してみます。なお、小特許・実用新案という制度を持つ国(タイ・日本・中国・韓国)においては、特許出願件数と小特許・実用新案出願件数の総計を使っています(表-3)。

なお、タイ知的財産局の website では、より詳細な内訳が発表されています(表-4)。

☆2 <http://www.ipos.gov.sg/>

☆3 <http://www.ipthailand.org/>



	タイ	米国	日本	EU	ASEAN (タイ以外)	その他	計
特許	534	1,427	1,497	1,081	54	739	5,332
小特許	745	1	0	4	0	61	811
計	1,279	1,428	1,497	1,085	54	800	6,143

表-4 タイ特許出願 (2001年) 出願国内訳

国名	居住者による出願	研究者・技術者の数	研究開発投資 (100万USD)	研究者・技術者100人 当たりの出願数	研究開発投資額(100万USD) 当たりの出願数
タイ	1,279	14,022	121	9.12	10.60
日本	395,378	894,003	135,030	44.23	2.93
中国	110,049	831,200	N/A	13.24	N/A
韓国	114,390	136,559	10,306	83.77	11.10
米国	190,907	1,114,100	212,379	17.14	0.90

表-5 研究開発投資・出願件数各国別比較

■外国から見たタイにおける出願構造

ここで私が駐在しているタイの特許出願の構造について考えてみたいと思います。タイおよび他の主要国の出願数を比較してすぐ気づくことは、各国での居住者による出願数、非居住者による出願数の比率が、各国によって異なっていることです。通常居住者による出願数は、その国における技術開発力に比例します。これに対し、非居住者による出願数は、外国企業から見て、その国がどの程度重要であるかということに比例すると考えられています。

ここで、タイについては、詳細な数字が明らかになっているのでさらに検討してみます。米国からタイへの出願は1,428件、日本からタイへの出願は1,497件ということですから、米国から見たタイの重要性と、日本から見たタイの重要性は、一見同程度であるとみえるかもしれません。しかし、日本では39万件程度の国内からの出願があるのに対し、米国では19万件程度の国内からの出願があるのみであって、それらのうち必要なもののみがタイへ出願されていることを考えると、米国企業におけるタイの重要性は、日本企業におけるタイの重要性の2倍あるのではないかと考えることができます。

■タイ国内から見たタイにおける出願構造

タイ国内からの出願数が少ないことは、タイの技術

開発能力が少ないことを示しています。しかし、技術開発能力が少ないことの原因を考えてみなければなりません。技術開発には、技術開発を行うための研究者・技術者の数、技術開発のために投資された資金等が問題となります。UNESCOの研究者・技術者の数、研究開発投資の統計と、上記出願統計をタイおよび主要国に関して比較してみます(表-5)。

研究者・技術者の定義、研究開発投資の定義が各国によって異なるため、上記数字を鵜呑みにすることはできないことに注意しなければなりません。しかしながら、傾向を掴むことは可能ではないかと思えます。上記数字からは、確かに、研究者・技術者100人当たりの出願数でいえば、上記諸国の中でタイが最低となっていますが、研究開発投資額(100万USD)当たりの出願数でいえば、日本の3倍以上、韓国とほとんど同程度の出願数となっていることとなります。したがって、タイの技術開発能力の問題は、まず第一に研究開発投資の総額の少なさであるということができるといえるでしょう。

■各国政府の行う海賊版・模倣品対策

ここで、話題を大きく変えてみたいと思います。

知的財産に関するASEAN諸国での最も大きな問題は、海賊版・模倣品に関する問題です。海賊版・模倣品そのものについては、日本、米国、欧州においても見ることはできますから、完全になくすことは不可能な問題



なのかもしれません。しかし、ASEAN 諸国では、先進諸国と比較すればきわめて容易に海賊版・模倣品を見ることができます。

これら容易に見ることのできる海賊版・模倣品のほとんどが、CD、DVD のような著作権製品や、時計、バッグなどのブランド品です。しかしながら、ベトナムにおける二輪車問題に代表されるように、自動車部品、工業用ミシン、文房具等の工業製品の模倣品も、それほど目立たないながらも深刻な状況となっています。2003 年 2 月に JETRO バンコク・センターで実施したタイの日系企業に対するアンケートの結果^{☆4}によれば、41.3% の企業が何らかの偽物被害を受けており、被害を受けている企業のうち、22.6% の企業では、その売上損失が 1 億円以上という結果がでています。

これに対し、ASEAN 各国政府の対応策は、今のところ、工業製品への対策というよりも、著作権製品、ブランド品への対応が主体となっていることができます。これは、著作権や商標権を侵害しているかどうかという判断が、特許権や意匠権を侵害しているかどうかという判断よりも簡単であるということが最も大きな理由です。

これら ASEAN 各国政府の対応策の代表例として、マレーシア政府の CD、DVD に関する対策をご紹介します。マレーシアでは「光ディスク法」という法律が 2000 年に成立しており、光ディスクの製造機器の輸入許可制度を導入するとともに、光ディスクの製造時に製造者コードの光ディスクへの埋め込みを義務付けています。しかし、これら対応策では十分ではないとして、光ディスクを物価統制の対象とし、政府が定めた価格以下での販売を強制することを予定しています。従来より、CD、DVD の価格がマレーシア国民の所得から見て高価であるということが、海賊版 CD、DVD が蔓延しているという原因であるという批判があったためです。これに対して CD、DVD を製作販売している会社からは、著作権料を勘案すれば今の価格は適正なものであって、それを強制的に下げられることは、特に海外の音楽・映画の CD、DVD の製作販売が不可能となることを意味し、逆に海賊版が増加してしまうと主張しています。執筆時点では、この物価統制は実行されていま

せんで、その影響がどのように出るかは分かりませんが、他の ASEAN 諸国のみならず、米国、欧州などもその結果に注目しています。



ASEAN 諸国における知的財産事情について、いろいろな視点からみてきました。東南アジアとの接点が少ない皆さんには、ASEAN の紹介から始めねばならず、まとまりのないかたちになってしまったのが残念です。お分かりいただけたかと思いますが、ASEAN 諸国の知的財産制度は、いまだ未完成の状態にあります。

日本は、すでに成立した日シンガポール経済連携協定において、また、日タイ、日フィリピン、日マレーシア、日 ASEAN 等の経済連携協定（自由貿易協定）の協議の場等を通じて改善を要求するとともに、JICA（独立行政法人国際協力機構）や WIPO ジャパン・トラスト・ファンド^{☆5}等を利用して、その改善へ援助を行っています。米国も米シンガポール自由貿易協定において、シンガポールへ制度・運用の改善を要求しており、来年にも開始が予想される米タイ自由貿易協定においても、大きな要求をするものと予想されています。

加えて、ASEAN 諸国内でも、知的財産に関する協力関係が築かれつつあります。従来より、ASEAN 諸国間での知的財産に関する定期協議（ASEAN Working Group on Intellectual Property Cooperation, WGIPC）が開かれていました。それに加え、2 国間協議も開始され、先日タイはベトナムに代表団を送り、各種の取り決めを結んできたようです。

ASEAN の知的財産制度を整備するために、日本がこれからどのようなことができるか、日本が問われているのを毎日感じております。

（平成 15 年 11 月 10 日受付）

^{☆4} http://www.jetrobkk-ip.com/ja/Reports_Studies.htm

^{☆5} 日本政府は、世界知的所有権機関（WIPO; World Intellectual Property Organization）に対して昭和 62 年から任意拠出金を支出しています。この拠出金を基に、信託基金「WIPO ジャパン・トラスト・ファンド」が生まれ、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP; Economic and Social Commission for Asia and the Pacific）地域の WIPO メンバ途上国を対象として、毎年、長官会合、シンポジウム等の開催、研修生および知的財産権研究生の受け入れ、特許庁からの専門家派遣、知的財産権庁の機械化、近代化支援などの各種事業が実施されています（日本特許庁の website より引用）。



ぱつと、一息。

《修正実体審査》

必ずしも、すべての発展途上国が用いているわけではありませんが、特許に関する発展途上国特有の制度としては、「修正実体審査」(Modified Substantive Examination (MSE))を挙げることができるでしょう。

この連載をお読みの方々は、特許を取得するためには、その国で出願をし、その国の特許庁(知的財産庁)で審査を受け、新規性、進歩性等の条件を満たした場合に、その国での特許が与えられることはすでにご存知かと思えます。日本特許庁は、この審査を行うために1,000名を超える審査官を擁しています。これら審査官は担当分野についてのそれなりの専門知識を持っている必要があります。しかし、ASEAN諸国のように30名程度の審査官しか擁していない特許庁では、審査官の担当する技術分野がきわめて広くなり、審査官が必ずしもそのすべての範囲で十分な専門知識を有しているとはいえなくなってしまうので、先進国の特許庁と同じ方法では、十分な審査を行うことは不可能です。

このような問題に対処するために、フィリピンやタイでは、外国でも同様な特許を出願している場合に、外国での審査結果を提出することを求めています。フィリピンやタイの審査官は、提出された外国での審査結果を参考として審査を行うことによって、審査を促進しているのです。

これを一歩進めたのが、マレーシアの採用している修正実体審査(MSE)という制度です。マレーシアの修正実体審査制度では、マレーシアとマレーシアの指定した特許庁(米国、欧州、日本、韓国等)双方に同様な内容の特許を出願しているときに、指定した特許庁の審査結果を添えて修正実体審査をマレーシアに請求すると、原則として、マレーシアはまったく同じ審査を行うというものです。

なお、シンガポールも修正実体審査(MSE)を採用しているということがあります。シンガポールにおいても、シンガポールの指定した特許庁(米国、欧州、日本等)の審査結果を提出する点ではマレーシアと同様なのですが、シンガポールでは、この審査結果が「特許を与えない」というものであっても、出願人が要求するのであれば、シンガポール特許を付与してしまうという点が、大きな相違点となっています。

このような修正実体審査(MSE)は、ASEAN諸国以外でも、たとえばクロアチア等でも採用されています。また、日本、米国、欧州など先進国の特許庁においても特許出願数の激増に伴う滞貨の増加に対処するために、「審査結果の相互利用」というかたちで同様なアイデアが試験的に行われつつあります。

《知的財産裁判所》

現在、日本でも知的財産戦略本部において「知的財産裁判所」を設立すべきかの検討がなされています。通常、このモデルとしては、米国のCAFCが挙げられていますが、あまり知られていないシンガポールおよびタイの「知的財産裁判所」について簡単にご紹介したいと思います。

シンガポールの「知的財産裁判所(Intellectual Property Court)」は、シンガポール最高裁判所^{☆6}内に2002年9月に設立されました。シンガポール最高裁判所は、その中に「高等裁判所(High Court)」および終審裁判所である「控訴裁判所(Court of Appeal)」の双方を含んでいますが、「知的財産裁判所(Intellectual Property Court)」は、「高等裁判所(High Court)」として、特許、意匠、商標に関する訴訟の第一審裁判所としての管轄を有しています。なお、著作権に関する訴訟については、著作権法に特別な規定がないために、250,000SGD(約1,740万円)を超える訴訟額を有する侵害訴訟の場合には、第一審裁判所となりますが、それ以下の場合には、通常の下級裁判所が第一審として行った裁判の第二審裁判所としての管轄を有することとなります。これらに加え、シンガポール知的財産庁の決定に対する訴えについても、知的財産裁判所(Intellectual Property Court)は、「高等裁判所(High Court)」として管轄を有することとなります。

タイの「知的財産国際取引中央裁判所^{☆7}(Central Intellectual Property and International Trade Court)」は、1997年12月に設立され、その名前の通り知的財産に関する事件と国際取引に関する事件の双方を扱っていますが、実際の事件の数では、知的財産に関する事件が遥かに上回っています。「知的財産国際取引中央裁判所」は、タイ国内の知的財産に関するすべての民事・刑事双方の事件についての第一審裁判所としての管轄を有しています。もし「知的財産国際取引中央裁判所」での判決に不服がある場合には、最高裁判所に直接上告することとなりますが、最高裁判所にも対応する「知的財産国際取引部」が存在します。

日本としては、これらASEAN諸国の裁判所の知的財産権に関する能力を向上してもらうために、まず初めとして、タイの「知的財産国際取引中央裁判所」と最高裁判所の「知的財産国際取引部」の裁判官の方々をJICAを通して日本に招聘し、日本の知的財産権制度や知的財産権裁判制度について詳細にお教えするプログラムを今年から始めたところです。

☆6 <http://www.supcourt.gov.sg/>

☆7 <http://www.cipitc.or.th/>



連載：とつきよ Now !